

山梨県立大学地域人材養成センター運営規程

(令和4年4月1日制定 大学第8801号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学基本規則第28の4条第2項の規定に基づき、公立大学法人山梨県立大学地域人材養成センター（以下「センター」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、他の大学や地方公共団体、産業界等と協働し、地域のニーズやその抱える課題を踏まえた教育プログラムを提供することにより、地域を牽引する人材を養成することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 文部科学省の補助事業である「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業(COC+R)」の実施に関すること
- (2) 文部科学省の補助事業である「地域活性化人材育成事業～SPARC～」のうち、下記の実施に関すること
 - イ 企業との交流イベントや地域のニーズ把握など産業界との連携推進に関すること
 - ロ 高等学校との交流イベント、Advanced Placement 制度、探求型学習支援など高大接続の推進に関すること
 - ハ 教育プログラムの設計、評価など新たな教育プログラムの構築に関すること

(組織)

第4条 センターに次の職員を置く。

- (1) センター長
 - (2) 副センター長
 - (3) 教育プログラム長
 - (4) プログラム責任者
 - (5) エグゼクティブ・コーディネータ
 - (6) プロジェクト・コーディネータ
 - (7) プログラム・コーディネータ
 - (8) センター運営委員
 - (9) センターを担当する職員
 - (10) その他センター業務に関して必要な者
- 2 前項第2号から第10号の職員は、センター長が任命する。

(設置する会議等)

第5条 業務の円滑な実施を図るため、センターに次の会議等を置く。

- (1) 事業実施委員会
 - (2) センター運営委員会
 - (3) 教育プログラム別分科会
 - (4) 外部認証機関会議
- 2 前項の会議等の所掌事項及び構成員は別表のとおりとする。

(部門等)

第6条 第3条に規定する業務を企画、立案及び実施するため、センターに部門等（以下「部門等」という。）を置くことができる。

2 部門等に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第7条 センターに関する事務は、経営企画課及び社会連携課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則
この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則
この規定は、令和4年11月14日から施行する。

別表（第5条関係）

会議及び委員会	所掌事項	構成員
事業実施委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・教育プログラム事業の企画・立案・運営に関する事項 ・協働機関との連絡調整に関する事項 	委員長 センター長 委員 副センター長 教育プログラム長 プログラム責任者 教育プログラム事業参加大学代表 エグゼクティブ・コーディネータ プロジェクト・コーディネータ プログラム・コーディネータ 教育委員長 関係事務局
地域人材養成センター運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・業務全体の運営に関する事項 ・教育プログラムの企画及び実施に関する事項 ・取組成果の教育活動への反映に関する事項 ・センターの人事、予算、決算及び運営方針に関する事項 ・その他センターに関する重要事項 	委員長 センター長 委員 副センター長 教育プログラム長 プログラム責任者 プロジェクト・コーディネータ センター運営委員 関係事務局
教育プログラム別分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・教育プログラムごとの検討に関する事項 	委員長 教育プログラム長 委員 プログラム責任者 プログラム・コーディネータ
外部認証機関会議	<ul style="list-style-type: none"> ・教育プログラムの質保証に関する事項 ・教育プログラムの修了者の認定に関する事項 	議長 教育プログラム長 委員 修了書発行主体の担当者